

宮ヶ瀬湖周辺施設

神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター
神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地
神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場

指定管理者外部評価委員会
評価報告書

平成27年8月

1 委員会委員（ は委員長、 は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
宮林 茂幸	東京農業大学地域環境科学部教授	学識経験者
山本 英勝	弁護士	法務に関する識見を有する者
藏本 隆	公認会計士	経理に関する識見を有する者
菅原 由美子	菅原由美子観光計画研究所主宰	施設の事業内容に精通した者
小川 眞佐子	公益財団法人日本レクリエーション協会全国事業・生涯スポーツ推進チームマネージャー	施設の事業内容に精通した者
須田 耕治	特定非営利活動法人かながわフィールドスタッフクラブ理事長	施設利用者代表
山田 一夫	特定非営利活動法人きよかわアウトドアスポーツクラブ理事長	施設利用者代表

2 スケジュール

平成26年10月23日	第1回外部評価委員会開催・現地視察等 (選定基準の協議、宮ヶ瀬湖周辺施設を視察)
平成27年3月23日	第2回外部評価委員会開催 (選定基準に基づき評価すべき業務内容に対する意見聴取)
平成27年5月25日	申請要項配布 質問の受付開始
平成27年6月26日	質問の受付終了 質問：5件
平成27年7月17日	申請受付終了 申請団体：1団体
平成27年7月29日	第3回外部評価委員会開催 (申請者のプレゼンテーション及び質疑応答、採点・評価)

3 評価の実施方法

(1) 会議の公開・非公開について

第1回委員会の「選定基準」、第2回委員会の「選定基準に基づく業務内容」及び第3回委員会の「採点・評価」については、神奈川県情報公開条例第25条第1号「非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき」に該当するものと判断し非公開とし、第3回委員会の「プレゼンテーション及び質疑応答」について公開として開催した。

(2) 書類審査、プレゼンテーション等の方法について

申請書類の受理後、神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水政室、神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部スポーツ課において、資格審査及び申請内容の確認をした。

その後、第3回委員会において、申請団体によるプレゼンテーションを通じて、提案内容を確認したうえで、各委員による採点及び評価を行った。

(3) 外部評価委員会の評価点の決定方法

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各委員の協議により委員会としての評価点を決定した。

4 選定基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	審査の対象とする 申請書類 の該当箇所
サービスの向上 (50)	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	宮ヶ瀬湖周辺地域の特別な事情を踏まえた運営管理 宮ヶ瀬湖の水質の保全、周辺地域の自然環境の保全と充実等を図りながら、併せて周辺地域の振興・活性化を図ること	宮ヶ瀬湖周辺地域の成り立ちを踏まえた指定管理業務全般を通じての総合的な運営方針、考え方 宮ヶ瀬湖の水質の保全、周辺地域の自然環境の保全と充実等を図りながら、併せて周辺地域の振興・活性化を図ることへの取り組み方針 将来に向けたカヌー競技人口の拡大や競技者の育成を図ることについての考え方	5	やまなみセンター規則第3条第2号 集団施設地区等規則第4条第2号 カヌー場規則第5条第2号	様式2 1-(1) 1-(2) 様式4
	(2) 施設の維持管理	個々の施設の特性を踏まえた維持管理 一体運営による効果的・効率的な維持管理	やまなみセンター（別館含む）、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地、カヌー場にかかる設備の保守点検、清掃、警備業務等の維持管理業務及び宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地の植物管理等についての実施方針 施設を一体的に運営することによる効果的・効率的な維持管理の考え方	5	やまなみセンター条例第5条第3号 集団施設地区等条例第5条第3号 カヌー場条例第6条第3号	様式2 2-(1) 2-(2) 様式4
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	個々の施設の特性を活かした利用促進のための企画・取組み	やまなみセンター（別館含む）について、周辺地域の活性化と水源環境の理解促進のための広域交流拠点という役割を踏まえた、企画・取組み 宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地について、自然公園としての特性を踏まえた企画・取組み カヌー場について、カヌー競技等の振興に関する企画・取組み	20	やまなみセンター条例第5条第1号 やまなみセンター規則第3条第2号 集団施設地区等条例第5条第1号 集団施設地区等規則第4条第2号 カヌー場条例第6条第1号 カヌー場規則第5条第2号	様式2 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5)
		一体運営により可能となる利用促進のための企画・取組み	一体運営により展開する、利用促進のための企画・取組み			

		<p>広報、PR活動 接客、苦情処理、利用者ニーズの把握 利用料金</p>	<p>より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等 サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 利用料金の設定、減免の考え方</p>			
	(4) 事故防止等安全管理	<p>事故防止等安全管理</p>	<p>通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 水難事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針 急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等</p>	10	<p>やまなみセンター 条例第5条第3号 集団施設地区等条例第5条第3号 カヌー場条例第6条第3号</p>	<p>様式2 4-(1)</p>
	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	<p>地域や地元市町村、関係機関等との連携及び協力</p>	<p>地域の人材の活用、地域・地元市町村との協力体制の構築及びボランティア団体等との連携の取組内容 地元企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 周辺施設との連携・交流 集客促進や地域の活性化につながる企画や取組み</p>	10	<p>やまなみセンター 規則第3条第2号 集団施設地区等規則第4条第2号 カヌー場規則第5条第2号</p>	<p>様式2 5-(1)</p>
管理経費の節減等 (30)	(6) 適切な積算 1	<p>適切な積算</p>	<p>人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等</p>	5	<p>やまなみセンター 条例第5条第5号 集団施設地区等条例第5条第5号 カヌー場条例第6条第5号</p>	<p>様式3</p>
	(7) 節減努力等 2	<p>節減努力等</p>	<p>積算価格 - 申請者の提案額 積算価格 × 調整係数 (100/25) () × 「節減努力等」の配点 1 調整係数により、満点となる節減率を調整する。 2 計算値が「節減努力等」の配点を超える場合、「節減努力等」の配点を上限とする。</p>	25		

団体の業務遂行能力 (20)	(8) 人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制	指定期間を通じて3施設を一体的かつ効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況	5	やまなみセンター 条例第5条第4号 やまなみセンター 規則第3条第1号 集団施設地区等 条例第5条第4号 集団施設地区等 規則第4条第1号 カヌー場条例第6 条第4号 カヌー場規則第5 条第1号	様式2 8-(1)
	(9) 財政的な能力	財政的な能力	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	やまなみセンター 条例第5条第5号 集団施設地区等 条例第5条第5号 カヌー場条例第6 条第5号	様式3 団体等の 事業計画 書 収支予算 書 事業実績 書 決算諸表 等
	(10) コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献	コンプライアンス	指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況 申請開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5	やまなみセンター 条例第5条第3号 集団施設地区等 条例第5条第3号 カヌー場条例第6 条第3号	様式2 10-(1) 10-(2) 10-(3) 様式7 諸規程類
		個人情報保護	個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況			
		社会貢献	法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況			
(11) これまでの実績	実績	指定管理施設及び類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 他の自治体等における指定取消しの有無	5	やまなみセンター 条例第5条第3号 及び第4号 集団施設地区等 条例第5条第3号 及び第4号 カヌー場条例第6 条第3号及び第4 号	様式2 11-(1)	

は、選定基準において重視する視点

1 「適切な積算」の評価について

積算に重大な誤りがある、または、積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となる

積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合、「適切な積算」の評価を0点とすることがある。

2 「節減努力等」の評価について

「適切な積算」において満点である5点を得た場合にのみ評価する。

計算式の算定結果が「節減努力等」の配点を超える場合でも、「節減努力等」の配点が上限となる。

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位 ()	団体名(所在地)	選定基準別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団(愛甲郡清川村)	40	5	17	62

6 提案概要及び評価の内容

提案者	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
-----	-------------------

(1) 提案の概要

【サービスの向上】

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針

(1) 宮ヶ瀬湖周辺地域の特別な事情を踏まえた運営管理

宮ヶ瀬ダムが、神奈川県最後の「水がめ」として、周辺地域・住民の多大なる理解と協力により建設されたという歴史的経緯を踏まえ、運営管理にあたっては、関係自治体や地域の活動団体と連携を図りながら、自然環境の保全に努めるとともに、安全快適な利用環境を維持する。

圏央道の開通、東京オリンピック・パラリンピックの開催、リニア中央新幹線関東車両基地の整備といった周辺環境の変化を的確にとらえ、広くその魅力を発信していく。

首都圏最大級の宮ヶ瀬ダム周辺の豊かな自然環境を、「都心から一番近いオアシス」として位置づけ、地域と連携した組織体制のもと、スポーツ、体験活動、文化活動等の多様なレクリエーションの場を提供していく。

(2) 宮ヶ瀬湖の水質の保全、周辺地域の自然環境の保全と充実等を図りながら、併せて周辺地域の振興・活性化を図ること

(宮ヶ瀬湖の水質の保全、周辺地域の自然環境の保全と充実等を図りながら、併せて周辺地域の振興・活性化を図ることへの取組み方針)

国、県、地元市町村等の合意形成のもとで策定された「宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画」、「宮ヶ瀬湖水源地域ビジョン」、「宮ヶ瀬湖憲章」に則り、各施設の効率的運用と特色ある地域活性化対策及び自然環境の保全と秩序ある利用の促進を図る。

宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に向け、地元の各種団体やNPO法人等と連携し、豊かな自然や伝統工芸といった地域資源を活用した魅力ある取組みを実施することで、観光客の増加を図る。

宮ヶ瀬湖集団施設地区の特徴であるビオトープをはじめとして、宮ヶ瀬湖周辺の自然が育む動植物を活用した自然体験活動や自然ガイドツアーの実施を通じて、水源環境理解の促進を図る。

(将来に向けたカヌー競技人口の拡大や競技者の育成を図ることについての考え方)

競技人口の拡大のため、水深が浅く、風の影響も受けにくく安全な親水池を活用して、

青少年がカヌーに興味を持ち、実体験ができる環境づくりに努める。

親水池でのカヌー体験者の技術力向上のための講習会を開催し、競技用カヌーへのステップアップを支援する。

カヌー指導者を育成するため、近隣のNPO法人のカヌー指導者によるカヌー教室や競技者育成講習会等を共同実施することにより、カヌー指導者のスキルアップを支援する。

2 施設の維持管理

(1) 個々の施設の特性を踏まえた維持管理

やまなみセンター本館は、宮ヶ瀬湖周辺地域の交流拠点施設として、多くの利用者の憩いの場となっていることから、施設や設備の保守管理を適正に実施するのみならず、景観に配慮した維持管理を行う。

やまなみセンター別館は、水の郷商店街と県道に面しており、利用者が最初に訪れる施設のため、周辺の観光・交通・イベント等の情報をワンストップで提供する。

集団施設地区等は、生物多様性に配慮しながら、イベントや自然観察等の使用目的に応じて、作業頻度や作業時期にメリハリをつけた維持管理を行う。また、鹿の糞対策として、職員が清掃・回収した糞を堆肥化し、園内の草花の肥料としての活用を図る。

宮ヶ瀬湖は、季節による水位変化が著しいため、カヌーコースの設置や浮棧橋の移動など、水位に応じた適切な維持管理を行うことにより安全を確保する。

(2) 一体運営による効果的・効率的な維持管理

点検や清掃等の委託業務について、3施設一体で発注することにより、効率的に実施する。

3施設の劣化状況を一括管理し、施設の計画的・予防的な保守管理による長寿命化を図っていく。

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 個々の施設の特性を活かした利用促進のための企画・取組み

(やまなみセンター(別館を含む)について、周辺地域の活性化と水源環境の理解促進のための広域交流拠点という役割を踏まえた、企画・取組み)

やまなみセンター本館は、宮ヶ瀬湖集団施設地区を見渡せるという立地を活かし、誰もが利用しやすい休憩スペースとしての利便性の向上に努める。

やまなみセンター別館は、宮ヶ瀬湖周辺地域の交通・観光・自然情報をワンストップで提供し、利用者の利便性の向上を努める。併せて、新たに「自転車の駅」、「クラフトコーナー」、子ども用の「遊びのスペース」を設け、多くの利用者が楽しめる場を提供する。

(宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地について、自然公園としての特性を踏まえた企画・取組み)

来訪者に、広大な芝生広場の魅力を十分に知り、楽しんでもらうため、遊具等の貸出しによる遊びの提案を行う。

ビオトープは、動植物の種類・分布・行動時間等の研究データを蓄積することにより、自然環境を適正に維持しつつ、自然観察を楽しめる場として活用していく。また、こうした自然観察の参加者に対し、適切な案内ができる知識を習得した人材の育成にも取り組んでいく。

(カヌー場について、カヌー競技等の振興に関する企画・取組み)

カヌー場の利用者団体や、県内小学校への積極的な広報により、カヌーの楽しさの定着化によるカヌー人口の増加を目指すとともに、地域のNPO法人と協力し、カヌーのスキルに応じた講習会の実施や、指導者の育成に取り組んでいく。

カヌー場での競技会開催にあたり、施設管理者として円滑で安全な大会運営をバックアップしていく。

(指定管理期間中の利用者数目標)

やまなみセンター 施設利用者数

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設利用者数	254,950人	259,520人	264,080人	268,640人	273,200人

平成32年度には、平成28年度比7.2%の増加を目指す

集団施設地区等 施設利用者数

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設利用者数	469,010人	477,510人	486,010人	494,510人	503,000人
(けやき広場)	324,110人	330,930人	337,750人	344,580人	351,400人
(ピクニック広場)	8,370人	8,550人	8,740人	8,920人	9,100人
(野外音楽堂)	250人	310人	380人	440人	500人
(親水池)	3,970人	4,030人	4,080人	4,140人	4,200人
(鳥居原のぬい鶴)	132,310人	133,690人	135,060人	136,430人	137,800人

平成32年度には、平成28年度比7.2%の増加を目指す

カヌー場 施設利用者数

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設利用者数	5,450人	5,610人	5,770人	5,940人	6,100人

平成32年度には、平成28年度比11.9%の増加を目指す

(2) 一体運営により可能となる利用促進のための企画・取組み

(一体運営により展開する、利用促進のための企画・取組み)

集団施設地区の親水池で初めてカヌーを体験した初心者でも、カヌースキルのステップアップが可能となるよう、本格的な競技用コースがあるカヌー場においてもレンタルカヌーを実施し、気軽にカヌー体験ができる場を提供する。

大型カヌー（Eポート）を活用し、スポーツとしてのカヌーを楽しみながら、湖面上から宮ヶ瀬湖の自然観察もできるツアーを企画する。

集団施設地区の植物管理職員が伐採した枝や多種多様な樹木の種、カヌー場管理職員が撤去した流木等を、やまなみセンター別館のクラフトコーナーで使用する材料として活用することで、地元の材料を活用した自然学習の場を提供する。

3施設とあいかわ公園を加えた施設間の周遊性を確保するため、財団の独自事業として、遊覧船や無料のシャトルバスを運行し、施設全体の活性化につなげる。

(指定管理期間中の自主的な企画事業の目標参加者数)

宮ヶ瀬湖周辺施設はもとより、近隣のあいかわ公園も活用した大規模なイベントを季節に応じて実施することで、宮ヶ瀬の自然の豊かさを多くの方に体験してもらう場を提供す

る。

そのほか、地域の郷土工芸、郷土料理、農林体験等を利用した小規模イベントや、宮ヶ瀬湖周辺地域の豊かな動植物と触れ合う体験ツアーなどを企画する。

自主的な企画事業の目標参加者数

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自主的な企画事業参加者数	50,245人	51,375人	52,505人	53,635人	54,645人

(3) 広報、PR活動

小田急電鉄に対しては各駅にイベント情報の掲載、国に対しては、圏央道の開通を踏まえ、埼玉・山梨県内の道の駅へのパンフレット配架を働きかけ、より広域での情報発信を図る。

宮ヶ瀬湖周辺地域の景色を対象とした写真コンテストを実施し、受賞作品をカレンダーにすることで、自然の豊かさや四季の美しさをビジュアルにより広くアピールする。

(4) 接客、苦情処理、利用者ニーズの把握

独自に作成した「接客ガイド」に基づいた接客を行う。

利用者ニーズや苦情はデータベース化することにより、職員間の情報共有を図るとともに、必要な改善や次年度以降の計画へ反映する。

(5) 利用料金

やまなみセンターと集団施設地区等の利用料金については、近隣の類似施設との均衡と利用の促進を図るため、条例に定められた上限額より安く設定する。

減免基準については、各施設の設置目的に鑑み、宮ヶ瀬湖周辺地域の自然の保全や活性化のために公共団体等が利用する場合は減免することとする。

4 事故防止等安全管理

(1) 事故防止等安全管理

事故防止に係る職員ごとの役割を明確化することにより、安全管理体制を構築している。また、その役割に応じ、マニュアルの整備、職員研修・訓練の実施、緊急時連絡体制の整備を実施する。

集団施設地区の広場やカヌー場は、急な雷雲発生時に身を隠す場所がなく、非常に危険だが、財団が管理するあいかわ公園に設置されている「襲雷警報機」の情報を迅速に活用することにより、素早い避難の呼びかけを行うことにより、安全を確保する。

カヌー漕艇中の浸水や沈没などの緊急事態に対しては、多くの職員が小型船舶免許を有しており、迅速な対応が可能となっている。

5 地域と連携した魅力ある施設づくり

(1) 地域や地元市町村、関係機関等との連携及び協力

財団では、地元市町村の首長や議会議長、地域の金融機関や交通事業者、漁業関係団体等を構成員とする理事会・評議員会、地域活性化推進会議を随時開催しており、宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に向けた運営方針を共有するとともに、具体の事業実施に向けた調整・連携を常に図っている。

委託事業の選定は、地域産業振興の観点から、地元市町村の企業を優先している。地元企業は、地域密着の利点から、近隣住民・団体等との理解を得やすく、円滑でサービスの行き届いた事業執行が可能となるといったメリットがある。

宮ヶ瀬湖周辺地域には、地元市町村、NPO団体、ボランティアによる様々なイベントや催しに対し、積極的に参画・支援を行っている。

【管理経費の節減等】

7 節減努力等

県の積算価格	731,130千円(年額146,226千円)
提案額	731,130千円(年額146,226千円)
節減額	0千円(節減率 0.00%)

$$\frac{731,130千円 - 731,130千円}{731,130千円} \times \frac{100}{25} \times 25 = 0点$$

【団体の業務遂行能力】

8 人的な能力、執行体制

(1) 人的な能力、執行体制

施設ごとに責任者を配置することにより、役割と責任の明確化を図るとともに、3施設を一体とした管理運営機能を財団本部に設け、3施設一体運営のメリットを生かした柔軟かつ効果的な人員体制を構築することにより、人件費の削減や勤務体制の円滑を図る。

人材育成プログラムに則り、外部専門研修や施設視察等といったOFF-JTと現場での実践によるOJTを組み合わせ、必要なスキルの習得を図る。

具体の作業内容に関しては、職員の誰が従事しても必要な水準を維持できるようマニュアルを整備するとともに、定例ミーティングを行い、実際の作業上で感じた注意点や改善点を共有し、常にマニュアルに反映させることにより、作業水準の向上を図る。

財団の経営改善を図ることを目的とした「経営戦略会議」を設置し、全職員が参加し、組織としての課題意識の共有を図ることで、個々の担当業務に高い意識をもって従事するよう促す仕組みとする。

10 コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献

(1) コンプライアンス

就業、給与、職務権限、会計等な諸規定を定め、透明性と公平性を確保した事業運営を行う。

宮ヶ瀬湖周辺地域は、県立丹沢大山自然公園の特別地域に指定されており、関連法令による行為の制限や規制が定められていることから、施設管理や地域活性化業務の実施に当たり、関係法令の趣旨を十分に理解したうえで、適正な執行を図る。

(2) 個人情報保護

独自の個人情報保護規程を定めるとともに、職員が個人情報保護の重要性に対する意識を常に高く保つために、職員研修を定期的実施する。

(3) 社会貢献

民間企業による集団施設地区等への植樹や花壇整備といったCSR事業に対し、作業の技術指導や機材の貸与といった支援を積極的に行う。

神奈川の水源地域の保全と活性化を担う公益財団法人として、環境負荷軽減のため、省エネや資源の有効活用に取り組む。

11 これまでの実績

県立あいかわ公園指定管理（平成18年4月～継続中（3期目））

宮ヶ瀬やまなみセンター（平成10年9月から）

宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地（平成11年4月～継続中）

宮ヶ瀬湖カヌー場の管理運営業務委託（平成11年4月～継続中）

宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館管理運営業務（平成11年11月～継続中）

宮ヶ瀬ダム管理支援業務（平成11年11月～継続中）

12 その他

指定管理業務以外に、自主財源を投入して、水源環境理解促進事業や宮ヶ瀬地域活性化事業を実施する。

独自事業の目標参加者数

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自主的な企画事業参加者数	38,260人	39,350人	40,540人	40,730人	41,770人

新たな観光の核づくり

宮ヶ瀬湖周辺のポテンシャルをベースに東京オリンピック・パラリンピックやリニア中央新幹線の車両基地の整備といった周辺環境の変化を踏まえ、宮ヶ瀬湖周辺地域を新たな観光の核としての成長を目指す将来展望を持って取り組む。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による採点結果							委員会としての評価点
				A	B	C	D	E	F	G	
サービスの向上	宮ヶ瀬湖周辺地域の特別な事情を踏まえた運営管理 宮ヶ瀬湖の水質の保全、周辺地域の自然環境の保全と充実等を図りながら、併せて周辺地域の振興・活性化を図ること	宮ヶ瀬湖周辺地域の成り立ちを踏まえた指定管理業務全般を通じての総合的な運営方針、考え方 宮ヶ瀬湖の水質の保全、周辺地域の自然環境の保全と充実等を図りながら、併せて周辺地域の振興・活性化を図ること 将来に向けたカヌー競技人口の拡大や競技者の育成を図ることについての考え方	5	4	4	4	4	4	4	4	4

<p>個々の施設の特性を踏まえた維持管理 一体運営による効果的・効率的な維持管理</p>	<p>やまなみセンター（別館含む）、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地、カヌー場にかかる設備の保守点検、清掃、警備業務等の維持管理業務及び宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地の植物管理等についての実施方針 施設を一体的に運営することによる効果的・効率的な維持管理の考え方</p>	5	4	4	4	4	4	4	5	4
<p>個々の施設の特性を活かした利用促進のための企画・取組み</p>	<p>やまなみセンター（別館含む）について、周辺地域の活性化と水源環境の理解促進のための広域交流拠点という役割を踏まえた、企画・取組み 宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地について、自然公園としての特性を踏まえた企画・取組み カヌー場について、カヌー競技等の振興に関する企画・取組み</p>	20	16	12	16	12	12	16	16	16
<p>一体運営により可能となる利用促進のための企画・取組み</p>	<p>一体運営により展開する、利用促進のための企画・取組み</p>									
<p>広報、PR活動 接客、苦情処理、利用者ニーズの把握 利用料金</p>	<p>より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等 サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 利用料金の設定、減免の考え方</p>									
<p>事故防止等安全管理</p>	<p>通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 水難事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針 急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等</p>	10	10	8	6	6	6	8	10	8
<p>地域や地元市町村、関係機関等との連携及び協力</p>	<p>地域の人材の活用、地域・地元市町村との協力体制の構築及びボランティア団体等との連携の取組内容 地元企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 周辺施設との連携・交流 集客促進や地域の活性化につながる企画や取組み</p>	10	8	8	8	6	8	6	8	8

管理経費の節減等	適切な積算	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	節減努力等	積算価格 - 申請者の提案額 積算価格 × 調整係数 (100/25 ()) × 「節減努力等」の配点 1 調整係数により、満点となる節減率を調整する。 2 計算値が「節減努力等」の配点を超える場合、「節減努力等」の配点を上限とする。	25	/							0	
団体の業務遂行能力	人的な能力、執行体制	指定期間を通じて3施設を一体的かつ効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況	5	4	4	4	3	3	4	5	4	
	財政的な能力	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	/							5	
	コンプライアンス	指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況 申請開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5	4	3	4	4	4	4	4	4	
	個人情報保護	個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況										

社会貢献	法定雇用率の達成状況等、 障害者雇用促進の考え方と実績 社会貢献活動等、CSRの 考え方と実績 指定管理業務を行う際の環 境への配慮の状況										
実績	指定管理施設及び類似の業 務を行う施設等での管理実績 の状況 他の自治体等における指定 取消しの有無	5	4	3	4	3	4	4	4	4	
合 計		100								62	

(3) 評価講評

総合的に判断して、指定管理者候補として適切とした。

評価できる点は、次のようなものがあった。

3施設を一体的に運営することによって、スポーツや自然観察、レクリエーションなどを組み合わせた事業等の提案があり、また、やまなみセンター別館をワンストップで事業案内、情報発信、イベント申込に対応する総合窓口として活用するなど、宮ヶ瀬湖周辺地域全体の活性化につながる提案がなされている。

事故防止等安全管理面において、救急救命など適切な資格を有した人員を配置し、緊急時に迅速な対応が図れる体制が確保されている。

宮ヶ瀬ダム周辺振興財団の財政的能力に関し、公益財団法人として、これまで健全な運営がなされており、将来にわたっても安定した運営が見込まれ、評価できる。

評価の低かった内容は、次のようなものがあった。

地域振興において、宮ヶ瀬ダム周辺振興財団がこれまで果たしてきた実績は認めるが、自己評価の視点が具体的に見えなかった。

今後の期待・要望としては、次のようなものがあった。

今後の事業展開にあたり、これまでの経験を活かし、課題や改善点を意識して臨んでもらいたい。

広報活動について、ホームページや広報紙等にとどまらず、鉄道の駅や「道の駅」を活用するといった工夫がなされているが、更なる利用促進に向けた新たなPR先の発掘にも努めてもらいたい。

7 議事概要（主要論点）

< 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金 >

（委員長）

16点の委員が4人、12点の委員が3人ということになった。意見があれば伺いたい。

（B委員）

過去十何年の実績に対して、どういった自己評価をしているのか見えなかったため、12点の評価とした。

（D委員）

この項目でどのような提案がなされるのか期待していたが、一般的な内容で何が「売り」であるのかが見えてこなかったため、12点という評価とした。

（F委員）

「一体運営により可能となる利用促進の企画・取組み」の部分については、具体性に乏しいという印象は受けたが、将来に向けた積極性を感じることはできたので、16点とした。

（G委員）

実際には、もっと様々なことをやっているのに、それを提案しきれていないことが残念であるが、今後の期待感を込めて16点とした。

（委員長）

提案は、やや一般的で具体性に欠ける面は見受けられるが、本地域の自然的特徴や社会的特徴を踏まえ、全体を網羅的に提案していたことから、今後の期待を込めて16点とすることとした。

< 事故防止等安全管理 >

（委員長）

この項目は、委員の評価が10点から6点と分かれているので、意見があれば伺いたい。

（E委員）

人命にかかわることは何よりも重視すべきであるが、提案内容は当然のことであり、特筆すべきことはないと考え、6点の評価とした。

（D委員）

地域的に救急車が最短で何分で到着するかといった検証がなされていないなど、安全対策に具体性が欠けると感じたので、6点とした。

（G委員）

施設利用者としては、近隣に消防署の分署があり、救急救命のハード面は整っていると感じている。また、救急救命など適切な資格を有した人員を配置し、緊急時に迅速な対応が図れる体制が確保されていると考え、10点とした。

（委員長）

各委員の意見を総合的にみて、利用者の安全と安全マニュアルが整備されているということから、委員会としては8点としたい。

< コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献 >

（委員長）

6人の委員が4点としている中で、B委員のみ3点だが、意見を伺いたい。

（B委員）

たとえば、パワハラ・セクハラを受け付ける係を設置するなど、組織づくりが提案されていないので、3点という評価としたが、委員会としては4点としても構わない。

（委員長）

各委員の意見を総合的にみて、委員会としては4点としたい。